

特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所における競争的資金等による物品購入等契約  
に関する取扱停止等の処分要領

平成20年1月  
量子化学研究協会研究所

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所における物品の購入等  
に関し、取引停止等の処分を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定める。

(処分方法)

第2条 研究所長、部門長、事務部長が参加する会議を開き、取引停止等の処分内容を決  
定する。

(その他)

第3条 研究所長は、必要に応じて会議を開き、この処分要領の改訂を行うものとする。